

営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告

記載例

令和 年 2 月 日

静岡県知事 様  
(〇〇〇農業委員会経由)

2月末日までに提出

住所 〇〇市〇〇1234 番地  
氏名 静岡 太郎

令和〇年〇月〇日付け〇〇市農委第〇号で農地法第5条第1項の許可を受けた農地に係る営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況について、下記のとおり報告します。

記

1 許可を受けた土地等の所在及び面積等

| 所在及び地番       | 面積  |
|--------------|---|
| 〇〇市〇〇1111 番地 | 3.25 m <sup>2</sup><br>( 600 m <sup>2</sup> ) |

支柱面積

下部面積

2 営農型発電設備の下部の農地における営農者の氏名等

| 氏名    | 備考 |
|-------|----|
| 静岡 太郎 |    |
|       |    |

3 営農型発電設備の下部の農地における単収等

| 作付作物 | 作付面積 (m <sup>2</sup> ) | 単収 (kg/10a) | 地域の平均的な単収 (kg/10a) | 品質 (等級、糖度等) | 遮光率 | 備考 |
|------|------------------------|-------------|--------------------|-------------|-----|----|
| 水稻   | 700                    | 420 kg      | 520 kg/10a         | 普通          | 50% |    |

設備下部の農地面積

収穫していない場合は0

作物別の栽植密度と目標反収(参考)より記載  
※作物別の栽植密度と目標反収(参考)に無い作物は、算出根拠を確認

(上記記載について知見を有する者の所見)

所見(具体的に記載してください。)

以下の点について具体的に記載してください。

- ・営農計画書のとおり作物が栽培されているか、作付面積も計画のとおりか
- ・営農計画書のとおり必要な農作業や肥培管理等が行われているか
- ・下部の農地の単収が確保されているか
- ・作付作物の品質はどうか
- ・【収穫がされていない場合】その理由はなにか、適切な改善措置はされているか

確認年月日 令和 年 月 日

知見を有する者 所属  
役職・氏名

知見者は、地域農業改良普及センター、試験研究機関、JA等の職員、農業委員などになります。

(別紙様式例第4号)

【添付書類等一覧】

|   |   |  |
|---|---|--|
| ① | 写真<br>(収穫直前の下部の農地における農作物の生育状況が確認できる写真)                | <ul style="list-style-type: none"><li>下部の農地全体の農作物生育状況が明らかとされている必要がありますので、複数枚撮影しておいてください。農地の全景と、生育状況が分かる近景が必要です。</li><li>生育状況が十分に確認できない場合は、営農が十分にできていなかったと判断する場合がありますので、晴天時に撮影し撮影後にきちんと撮れているか確認してください。</li><li>一部分のみをクローズアップした写真やピントのずれた写真は不可です。</li></ul>  |
| ② | 図面<br>(営農型発電設備の下部の農地のうち、「単収」の算出のために農作物を収穫した場所を図示した図面) | <ul style="list-style-type: none"><li>「営農型発電設備の下部の農地」と「それ以外の農地」が分かるように図示してください。</li><li>作付作物が複数ある場合は、それぞれの作物の作付箇所が分かるように図示してください。</li><li>任意様式で作成してください。</li></ul>   |
| ③ | 出荷量及び品質を客観的に証する書面の写し<br>(出荷伝票、納品伝票など)                 | 図面で示した「営農型発電設備の下部の農地における収穫物」と、それ以外の農地における収穫物を明確に区分して収穫・出荷し、出荷伝票等も区分して作成する必要があります。  |
| ④ | 知見を有する者の所見<br>(営農状況の報告内容についての所見)                      | 知見を有する者に、写真や出荷伝票、営農状況の記録などを説明等した上で、記載例を参考に作成してください。  |
| ※ | 収穫が行われていない場合<br><br>⑤ 栽培記録及び写真                        | <ul style="list-style-type: none"><li>収穫が行われていない場合は、次の場合に応じて栽培記録等を提出してください。<ul style="list-style-type: none"><li>ア 果樹等で、当初の数年間には収穫が見込めない場合は、整枝・剪定・施肥・摘果等の栽培管理の記録や写真（整枝前後、剪定前後等）を提出してください。<br/>また、生育状況等が確認できるように、定期的に写真で記録し、当該写真（撮影日を記入）を提出してください。</li><li>イ 台風や冷害等の天災など、やむを得ない事情により収穫ができなかった場合は、その事情や栽培記録等を提出してください。</li></ul></li><li>※ 上記のアまたはイの場合においても、①から④の書類のうち、作成が可能なものは提出していただく必要があります。</li></ul> |